

まべちだより

令和元年
10月

vol.100



すっかり秋も深まり、
里山にも紅葉の便りが届いています。
さて今月は、馬淵川の河川敷を利用する全ての方々が
気持ちよく使用できるようにするため、10月17日(木)に

不法投棄防止合同パトロールを行いました

青森河川国道事務所 八戸出張所・八戸警察署・八戸市清掃事務所の
3機関が合同で、馬淵川への不法投棄防止を目的としたパトロールを
実施しました。定期的に多発箇所を把握しながら今回のような連携体
制を整えることで、地域全体で不法投棄を見逃さない取組みの重要性
を再確認することができました。



悪質な
不法投棄
は許され
ません!

捨てずに
持ち帰るのが
マナーです!

今回のパトロール
中にも、多数の投
棄ゴミを発見しま
した。



不法投棄には 罰則 があります！

【河川法】

3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金
(法人等の場合は3億円以下の罰金)



←このような立
て看板を馬淵川
の河川敷に立
てています！

実際に発見された
不法投棄の例⇒⇒

この他にも
バーベキューのご
み・テーブルなど

投棄は違法
です!!



テレビ



自転車



廃タイヤ



布団